

対応状況報告書

大 学 名：政策研究大学院大学

評価実施年度：令和6年度

報告年度：令和7年度

対象となる基準	基準3-6
改善を要する点	○ 学校教育法施行規則第172条の2に規定された教育研究活動等の情報公表のうち、一部の教員の学位及び業績が公表されていない。
対応状況	<p>・令和7年6月27日時点で、本学の専任教員・連携教員の学位及び業績をすべて最新の情報として公開している。</p> <p>(https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_2/)</p> <p>・教員の学位及び業績は随時更新に努めているが、本件も含めた学校教育法施行規則第172条の2に規定された公表情報は、4半期に1度、公表に漏れがないか点検する運用を行うなど、適切に対応している。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <p>3-6-1-02_学校教育法施行規則第172条の2に基づく公開情報の点検について（依頼）（非公表）</p> <p>3-6-1-03_学校教育法施行規則第172条の2に基づく公開情報チェックシート2025年1月点検結果（非公表）</p>

(注)

1. 機構で受けた大学機関別認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項の対応状況について記入してください。
2. 「改善を要する点」には、評価結果報告書の「Ⅱ 基準ごとの評価」の【改善を要する点】に記載された内容をそのまま転記してください。
3. 「対応状況」には、「改善を要する点」として指摘された事項に関して改善された状況の具体的内容及びその改善を実現した取組について、根拠資料・データ等とともに「対応状況」欄に記入してください。
4. 根拠資料・データ等は、その名称を記載のうえ、別添として添付してください。評価結果の追記公表の際に併せて公表しますので、資料番号については、既存資料と重複しないよう、既存資料の資料番号以降の連番としてください。
5. 評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目の6月30日までに改善していると判断していない事項については、対応状況欄にその旨のみを記載してください。